

整理番号	報告書掲載頁	監査項目	所管課	結果の内容 (報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
							措置等の内容 又は対応案	対応状況	実施時期 (予定を含む)
清-13-1	-	1 ごみ収集・運搬業務 関連	ごみ減量対 策課	人員配置など影響を与えるごみ量の計画数値と実施数値が大幅に違っている。	○		ごみ量については、過去数年の実績に加え、前年度前半4ヶ月の実績に年間の変動係数を用いて算出した数値等を基に推計した。	対応済	平成14年4月
清-13-2	-	1 ごみ収集・運搬業務 関連	ごみ減量対 策課 戸吹清掃事 業所 館清掃事業 所 南大沢事業 所	管理システムにおいて、苦情処理情報の履歴を蓄積し、苦情に対応することができるようにする。	○		収集コースによる微調整、事前協議等による集積所の変更、移動によりかなりの頻度で活用している。属性による「備考」欄については、集積所のトラブル、開設日等の情報を入力している。	対応済	平成14年4月
清-13-3	-	1 ごみ収集・運搬業務 関連	戸吹清掃事 業所 館清掃事業 所 南大沢事業 所	単価・契約範囲が事業所で異なるため、見積金額が高くなっている。	○		各施設からの見積単価の共通床材を中心とした単価平均数値表を作成し、契約時については、その単価にできる限り近い単価で見積した。	対応済	平成14年4月
清-13-4	-	1 ごみ収集・運搬業務 関連	ごみ減量対 策課	粗大ごみ処理手数料の滞納状況を踏まえると、次のような改善策が挙げられる。 ① その場で料金を徴収できない場合、後払いによる入金も可能としている現行の納付方法から、コンビニ等を利用し、手数料を事前に支払う「前納方式」とする検討。 ② 現行の請求方法を踏襲していく場合、悪質な滞納者の名称等の公表の検討し、納付期限どおり納付した債務者との公平を損なうことがないように努める必要がある。	○		条例を改正し、平成19年10月1日から粗大ごみの処理手数料の納付方法について、品目ごとにポイントを定め、そのポイントに応じた処理券(シール)を事前に購入してもらう「前納方式」に変更し、滞納を生まない有効な改善を図った。 悪質な滞納者の氏名公表については、地方公務員法の守秘義務違反で、個人情報保護法に触れると言われている中、「滞納制裁条例」を制定した団体でも氏名公表まで実情は至っていないことを踏まえると、現時点での実施は困難である。	対応済	平成19年10月
清-13-5	-	1 ごみ収集・運搬業務 関連	南大沢事業 所	廃車手続きを行った日と備品台帳の廃車の日付が違っていた。	○		備品台帳への記帳の確認作業をした。	対応済	平成14年4月
清-13-6	-	2 ごみ焼却処理業務 関連	戸吹清掃工 場 館清掃工場 北野清掃工 場 戸吹不燃物 処理セン ター	各施設の修繕工事の大半が設備設置事業者またはその関係会社の特命随意契約となっている。 (1) 契約方法を検討する必要がある。 (2) 職員の予算要求段階における積算額の妥当性を検討するための研修が必要である。 (3) 材料費等の見積り方法を再検討する必要がある。 (4) 共通仮設費等の算定方法を再検討する必要がある。	○		(1) 内部で検討し、分離発注等して、できるもの(ごみクレーン・灰クレーン性能検査受験整備委託等)については競争入札に変更した。 (3) 一部、市で購入実績のあるものについては、購入単価を使用している。更に、過去の実績と比較して検証している。また、修繕・委託の積算優先順位の中で、意思決定している。 (2)(4) 国、都及び全国市町村清掃事業研究団体の主催する積算基準研修等に積極的に参加することにより、予算要求時の積算額の妥当性の向上、合理的な共通仮設費等の算定に努める。	対応済	(1)(3) 平成14年4月 (2)(4) 平成15年度
清-13-7	-	2 ごみ焼却処理業務 関連	戸吹清掃工 場	(2) 戸吹清掃工場における設備運転管理業務委託について設計書が作成されていなかった。	○		平成15年度より設計書を作成した。	対応済	平成15年4月
清-13-8	-	2 ごみ焼却処理業務 関連	戸吹清掃工 場 館清掃工場 北野清掃工 場	予定価格の積算を業者からの見積りでやっているため、落札金額が予定金額に近く、1回目の入札で落札されている。見積りの方法を改善する必要がある。	○		積算が可能なものについては、業者見積りに頼らず予定価格を決定するよう努めた。	対応済	平成14年4月
清-13-9	-	3 戸吹破碎処理セン ター関連	戸吹不燃物 処理セン ター	特命随意契約で行っているが、単価の算定根拠、単価契約に変動が生じないことについて十分な証拠が入手できなかった。	○		指名競争入札を実施した。	対応済	平成14年4月

整理番号	報告書掲載頁	監査項目	所管課	結果の内容 (報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
							措置等の内容 又は対応案	対応状況	実施時期 (予定を含む)
清-13-10	-	3 戸吹破砕処理センター関連	戸吹不燃物処理センター	特命随意契約で行っているが、単価の算定根拠、単価契約に変動が生じないことについて十分な証拠が入手できなかった。	○		指名競争入札を実施した。	対応済	平成14年4月
清-13-11	-	4 埋立処分関連	ごみ減量対策課	特命随意契約で行っているが、競争入札を検討すべきである。	○		指名競争入札を実施した。	対応済	平成15年4月
清-13-12	-	4 埋立処分関連	ごみ減量対策課	特命随意契約で行っているが、競争入札を検討すべきである。	○		指名競争入札を実施した。	対応済	平成15年4月
清-13-13	-	5 ごみ減量・リサイクル関連	ごみ減量対策課	回収ボックスについては、備品として扱うべきである。	○		当時、備品の要件が購入価格1万円以上とされていたため、回収ボックス(購入単価@16,900円)は備品として扱うべきとの指摘であったが、平成19年度から備品の要件が購入価格5万円以上に引き上げられたため、備品の対象から外された。	対応済	備品要件の変更に伴う事由の消滅
清-13-14	-	5 ごみ減量・リサイクル関連	ごみ減量対策課	市と公社の役割分担について検討し、業務改善を図るべきである。	○		平成15年6月、公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、あったかホールの施設管理に導入を決定し、平成17年第1回定例会で指定管理者の導入の条例改正が議決された。このことにより、八王子市リサイクル公社については平成18年3月31日解散した。	対応済	-
清-13-15	-	6 し尿収集・処理関連	水循環室	①債権が回収できないことが確定した時点で、不納欠損すべきである。 ②また、再三にわたる催告にコストをかけて行ったにもかかわらず、支払わない悪質な業者等に対しては、「業者名等」を市民に公表することも検討に値するものとする。	○		①破産・倒産等裁判所が法律に基づき処理した結果、徴収不納となった債権(し尿等処理手数料の全額又は一部)は、不納欠損とした。 ②廃棄物処理手数料の条例改正(21年9月28日)に合わせ、し尿(仮設便所から臨時に排出されるものを除く。)を排出するときは、粗大ごみ処理券による前納方式(23年8月12日施行)を導入することが決定した。また仮設便所のし尿収集については、平成22年1月1日より民間に移行させ、滞納が発生しない仕組みに改め、催告など滞納処理手続きにコストをかけないような改善を図った。 悪質な滞納者の氏名公表については、検討した結果、地方公務員法の守秘義務違反で、個人情報保護法に触れると言われている中、「滞納制裁条例」を制定した団体でも氏名公表まで実情は至っていないことを踏まえると、現時点での実施は困難である。	対応済	①平成20年9月 ②平成22年4月
市-13-1	-	1 建設費等補助金の申請について	管理課	補助金申請の適用要件を満たしているにもかかわらず、補助金を受けていないものがあつた。	○		西中野団地の建替え事業では、改善済。	対応済	平成15年3月
市-13-2	-	2 入居者が行う市営住宅の模様替え、増改築及び工作物設置について	管理課	(1)許可のない工作物設置等を適正に管理していく必要がある。また、その対応策を早急にとりまとめる必要がある。 (2)西中野団地で許可を受けていない違法構築物の撤去費用を市が負担していたが、入居者に負担させるべきである。	○		(1)14年度から、許可のない設置については認めていない。 (2)撤去については広報誌で周知を行うとともに、退去費用については徹底を図っている。	対応済	平成14年4月
市-13-3	-	3 市営住宅の維持管理業務(主として修繕業務)について	管理課	(1)修繕に伴い、退去者が負担すべき修繕の基準を設け、本人から徴収する仕組みを構築すべき。 (2)リフレッシュ修繕についての工事発注が、工事単価が均一でないにもかかわらず、5事業者に均等に発注されていたが、発注方法について八王子市住宅・都市整備公社を指導する必要がある。 (3)公社へ過大に支出されていたため、精査を十分に行う必要がある。	○		(1)原状回復の義務の基準を作成し、入居者負担で実施している。 (2)改善した。 (3)十分精査し確認している。	対応済	平成14年4月

整理番号	報告書掲載頁	監査項目	所管課	結果の内容 (報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
							措置等の内容 又は対応案	対応状況	実施時期 (予定を含む)
市-13-4	-	4 入居時に入居者から預る保証金の管理状況について	管理課	(1)保証金残高と個人別明細資料の残高に、不一致があったため、整合性を図る必要がある。 (2)保証金の運用によって得た利益金・利益金相当額は、現状一般会計の歳入として受け入れられているが、施設の整備に要する費用などにあて経理を明確にしておくことが、必要である。	○		(1)定期的に照合し、適正に管理を行っている。 (2)関連所管課と協議した結果、 ①預り保証金の運用益が一般会計の歳入に収納されていても、わずかな額であり、特別会計や基金として分けて管理する必要性に乏しく、施設の整備に要する費用などは、預り保証金の運用益以上の額が、一般会計から支出されている。 ②自治体が保管する歳入歳出外現金には、利子を付さない規定(地方自治法第235条の4第3項)があるので、預金した場合の利子は、敷金の一部に組み入れるのではなく、市に帰属し、歳入に収納すべきものとされる。(地方財務実務提要より) 上記の点から、本市の管理・運用は法令に反することなく、妥当なものであると判断し、特に形式的な措置を講じる必要がないと判断し、市の対応方針(甲決裁)を決定した。よって措置不要の案件とする。(平成21年6月19日)	対応済	(1)平成16年3月 (2)-
市-13-5	-	5 市営住宅家賃の収入未済額(家賃の滞納に伴う滞留債権)について	管理課	(1)家賃滞納者について、条例の規定に従い手続きを行う必要がある。 (2)長期滞納者に対する折衝状況 ①悪質な滞納者に対しては、明渡請求等の厳格な対応をすべきである。また、訴訟等法的手続について基準を設けて実施すべきである。 ②長期滞納者の保証人に対する債務履行請求が十分に行われていない。 ③滞納整理指導票が作成されていない例や指導記事の記載がないものがある。	○		(1)適正に実施している (2) ①平成15年度に法的措置の基準を策定した。 ②債務履を行っている。 ③折衝記録を作成。	対応済	平成16年3月
市-13-6	-	7 不納欠損(家賃収入に係る滞留債権の貸倒れ)処分について	管理課	債権の合理的な管理を行うため、不納欠損処分基準を再検討し(処分基準を5年にする)、効率的な滞納整理を実施する必要がある。	○		市営住宅不納欠損処分基準を再検討し、市営住宅を退去後5年以上経過し、死亡または所在不明となっている場合に、不納欠損処分をすることにした。	対応済	平成19年4月
市-13-7	-	8 市営住宅への入居及び市営住宅からの退去に係る事務の執行について	管理課	空家募集については、年1回しか行われていないが複数回の募集を検討すべき。	○		空家募集については、平成16年度から年2回実施。	対応済	平成17年1月
市-13-8	-	9 高額所得者の明渡義務及び収入超過者の明渡努力について	管理課	(1)収入超過者の明渡しを容易にするために、他の住宅への斡旋等の事務を行う必要がある。 (2)高額所得者について、明渡請求を実施すべきである。	○		(1)斡旋については、随時実施している。 (2)実施している。	対応済	平成16年3月